

## 第3号議案 平成22年度事業計画書

### 平成22年度事業計画書(案)

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

我が国の経済は、自動車・機械等の生産活動に底入れ感が見られるものの、雇用情勢が厳しく、個人消費は低迷を続けています。デフレは当業界にも成約件数の減少をもたらす経営環境は厳しいものとなっています。

ただここに来て中古住宅ストックの流通活性化に向けた取り組みが活発化しているのも事実です。ホームインスペクション情報のデータベース化、耐震診断と改修工事の実施、中古住宅への瑕疵担保保証の導入等、建築と不動産が一体化した研究がなされており、安全で安心な中古住宅の流通に関わる良い機会が到来しています。

当地方本部としても最新情報を提供し、業者間の知識や技術に偏りが生じないように研修を実施したいと思います。

また、複雑化する苦情や多岐にわたる相談に迅速・適切に対応できる体制も強化して参ります。消費者の権利利益の保護と業界の信頼確保のため、認証申出を的確に処理できる体制も充実強化します。

保証協会は平成22年度に公益社団法人として認定申請する方針です。現在会計処理の見直しを進めており、今後は組織と事業の見直しも予想されます。当地方本部としては、中央本部の指導の下、適切な運営に努めて参ります。

以上の観点に立って、下記のとおり地方本部の事業を実施します。

#### 記

##### 1. 入会審査業務

入会希望者の早期開業を図るため、月二回審査会を行います。

##### 2. 苦情解決処理業務

宅地建物取引業にかかる苦情解決申し出については迅速かつ適正に処理します。

##### 3. 弁済業務

消費者保護の観点から最優先事項として適切かつ公正、迅速な処理を行います。

##### 4. 求償業務

弁済認証の対象となった会員に適時、求償します。

##### 5. 研修業務

宅地建物取引業法に基づいた研修会の内容の充実と会員の参加意識の高揚を目指します。

##### 6. 広報業務

会報等を通して適宜関係法令の周知を図ります。

##### 7. 手付金保証、保管業務

宅地建物取引業法に基づくこれらの業務を適宜、会報等でこの制度の案内を行います。